

別添

室戸市建設工事低入札調査ヒアリング実施時等の留意点

第1 経費審査項目

1 直接工事費

分析及びヒアリング時のポイントは次のとおりとし、契約担当者が確認する。

- ・ 資料として提出された金額抜き設計書の積算内容の妥当性
(実施設計書との比較を行い実施設計金額未満の項目の妥当性を確認する。)
- ・ 積算は設計図書の特記事項によっているか
- ・ 指定の数量により積算されているか
- ・ 数量指定のない案件では、積算数量に問題はないか
- ・ 指定工法による施工となっているか
- ・ 工法指定のない案件では、積算された工法に問題はないか。

2 間接経費

- (1) 土木工事、建築工事の建設経費区分は、Ⅰ又はⅡのとおりである。
- (2) 低入札調査資料として提出された積算内訳書に記載の経費項目区分が次の積算基準と異なる場合は、補正する。
- (3) 補正後の経費項目区分による直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各合計額が失格基準に該当する場合は、指名停止を伴わない失格となること。

I 土木工事標準積算基準における経費区分

① 共通仮設費
<ul style="list-style-type: none">・ 運搬費・ 準備費※ (工事施工上必要な準備及び後片付けのための経費)・ 事業損失防止施設費※ (事業損失防止のための調査、仮設設置等の経費)・ 安全費 (工事施工上必要な安全対策のための経費)・ 役務費・ 技術管理費・ 営繕費※ (工事施工上必要な設備の設置、撤去、維持修繕のための経費)
② 現場管理費
<ul style="list-style-type: none">・ 労務管理費※ (現場労働者の募集・解散、厚生等のための経費)・ 安全訓練等に要する費用※※ (現場労働者の安全・衛生のための経費)・ 租税公課・ 保険料※ (工事保険等現場のための損害保険の保険料)・ 従業員給料手当※ (技術者等現場従業員の給料、諸手当)・ 退職金※ (技術者等現場従業員の退職金のための経費)

<ul style="list-style-type: none"> ・法定福利費（現場従業員、現場労働者の労災保険等の法定事業主負担額） ・福利厚生費 ・事務用品費 ・通信交通費※（工事施工上必要な通信費、交通費及び旅費） ・交際費 ・補償費※（工事施工に伴い発生する事業損失の補償費） ・外注経費 ・工事登録等に要する経費 ・雑費
③ 一般管理費
<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬 ・従業員給料手当 ・退職金 ・法定福利費 ・福利厚生費 ・修繕維持費 ・事務用品費 ・通信交通費 ・動力、用水光熱費 ・調査研究費 ・広告宣伝費 ・交際費 ・寄付金 ・地代家賃 ・減価償却費※（建物、車両、機械装置等の減価償却のための経費） ・試験研究費償却 ・開発費償却 ・租税公課 ・保険料 ・契約保証費（契約の保証のための経費） ・雑費 ・付加利益※（経費以外の利益相当額）

注 ※は、一般的に必要と考えられる経費

Ⅱ 公共建築工事共通積算基準における経費区分

① 共通仮設費
<ul style="list-style-type: none">・準備費※（工事施工上必要な準備作業のための経費）・仮設建物費・工事施設費※（仮囲い等の工事用施設のための経費）・環境安全費※（工事施工上必要な安全対策のための経費）・動力用水光熱費・屋外整理清掃費※（跡片付け及び発生材処分のための経費）・機械器具費・その他
② 現場管理費
<ul style="list-style-type: none">・労務管理費（現場労働者及び現場従業員の労務管理のための経費）・租税公課・保険料※（工事保険等現場のための損害保険の保険料）・従業員給料手当※（現場労働者及び現場従業員の給与、諸手当）・施工図等作成費・退職金※（現場従業員の退職金のための経費）・法定福利費（現場従業員、現場労働者の労災保険等の法定事業主負担額）・福利厚生費・事務用品費・通信交通費※（工事施工上必要な通信費、交通費及び旅費）・補償費※（工事施工に伴い発生する事業損失の補償費）・原価性経費配賦額・その他
③ 一般管理費
<ul style="list-style-type: none">・役員報酬・従業員給料手当・退職金・法定福利費・福利厚生費・維持修繕費・事務用品費・通信交通費・動力用水光熱費・調査研究費

- ・ 広告宣伝費
- ・ 交際費
- ・ 寄付金
- ・ 地代家賃
- ・ 減価償却費※（建物、車両、機械装置等の減価償却のための経費）
- ・ 試験研究償却費
- ・ 開発償却費
- ・ 租税公課
- ・ 保険料
- ・ 契約保証費（契約の保証のための経費）
- ・ 雑費
- ・ 付加利益※（経費以外の利益相当額）

注 ※は、一般的に必要と考えられる経費

（４）間接経費の分析

分析及びヒアリング時のポイントは、次のとおり。

- ・ 土木工事標準積算基準と公共建築工事共通積算基準では、経費区分の考え方に違いがあることに注意する。（例：共通仮設費で、工事に伴う廃棄物の処理は土木工事では準備費で処理するが、建築工事では屋外整理清掃費で処理する。）
- ・ 当該工事の施工に必要と考えられる経費が計上されているかを確認する。
- ・ 一般的に必要と考えられる経費の未計上については、必要性の認識の有無、他のどの部分でどのように負担するのかを確認する。（共通仮設費、現場管理費経費については工事ごとに必要な経費を計上すべきものであり、他工事請負分又は一般管理費で負担するという考え方は不適當。）
- ・ 前記との関係で、建築工事現場管理費の原価性経費配賦額は、「本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額」とされており、この経費の計上がある場合には、どのような考え方で計上しているかを確認の上、その妥当性を検討する。
- ・ 「雑費」又は「その他」の計上がある場合には、どのような経費を計上しているかを確認する。
- ・ 一般管理費を一式計上することは認めない。個々の項目別経費を積み上げた積算内訳書の提出を求めること。

（５）付加利益について

- ・ 付加利益は当該工事から得られる利益相当分であり、この計上がない場合には、利益を上げられない（赤字となる）ということの意味する。

- ・ 付加利益の計上がない場合には、どのような考え方で計上していないかを確認する。

(6) 積算内訳書の補正

- ・ 必要と認められる経費の未計上をヒアリングで指摘され、工事費内訳書を補正したいという申し立ては認めない。
- ・ 低入札調査時に提出された積算内訳書の内容が、入札時の工事費内訳書と異なる（直接工事費等の経費額の不一致等）場合も積算内訳書の補正は認めない。室戸市建設工事低入札価格調査事務処理要領（以下「要領」という。）第6条第1項第5号に該当し、審査による失格となること。
- ・ ただし、本来一般管理費に計上すべき本店又は支店従業員（事務員）の給料手当を、入札時工事費内訳書では誤って現場管理費に計上していたため、これを低入札時提出の積算内訳書では補正した等、適正な理由があるものについては、例外的に認める。
- ・ 上記では、入札時工事費内訳書に比して積算内訳書では現場管理費が減、一般管理費が増となることから、補正後の現場管理費及び一般管理費について失格基準該当の有無を改めて確認し、失格基準に該当する場合には審査による失格となること。

3 見積比較表の作成

- (1) 実施設計と提出資料の金額抜き設計書及び工事費内訳書の各経費についての金額比較表を契約担当者が作成する。比較表及び積算根拠等により見積内容の妥当性を確認する。
- (2) 直接工事費で確認すべき主なものは次のとおり。
 - ・ 歩掛の比較
 - ・ 労務単価の比較
 - ・ 材料単価の比較
 - ・ 機械損料の比較

4 提出資料

- (1) 低入札調査提出資料は別記様式第3号に、次のものを添付しなければならない。
 - ① 誓約書
 - ② 積算内訳書（工事費内訳書、明細表及び単価表を含む当該工事の金額抜き設計書に金額を記入したもの。）
 - ③ 資材納入業者、下請予定業者等からの見積書の写し等（資材単価、数量、労務単価、人役、法定福利費の確認ができるものに限る。）積算根拠資料
 - ・ 下請予定業者等からの見積りを採用している場合は、その下請予定業者が押印した見積書を添付する。
 なお、下請代予定業者等が「押印した見積書」とは、建設業法（昭和24年

法律第100号)第20条に基づき行ったものをいう。

- ・ 下請予定業者等との過去の取引実績を採用している場合は、落札予定業者と下請予定業者等との取引内容を明らかとする契約書等の写しを添付する。
 - ・ 公共機関の積算基準類又は市販された積算プログラムにより算出している場合は、その採用した項目及び採用した資材等の単価根拠を添付する。
- ④ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について積み上げて計上を行った明細書及び明細書に記載した金額の算出根拠が確認できる資料
 - ⑤ 入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料
 - ⑥ 総合工程表
 - ⑦ 別記様式第3号の2から9に関する見積書等の資料
 - ⑧ その他、経費削減を図ることがわかる資料
- (2) 低入札調査資料の記載の不備又は添付書類の不足については、提出期限後の補正又は追加提出は認めない。提出期限内であれば、低入札調査対象者から自発的に差し替え又は追加の申し立てがあった場合に限り認める。
 - (3) 提出期限は、開札日から3日(開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。開庁日は含まない。)以内とされている。(要領第5条第2項第1号)
 - (4) 低入札調査に関して不明な点は、財産管理課に照会すること。ただし、照会内容は添付が必要な書類の種類等、制度的、形式的に説明できるものに限られ、低入札調査資料の書き方、経費区分の考え方等、調査の実質的な内容に関わるものについては照会することができない。
 - (5) 辞退書(要領別記様式第5号)の提出がない場合であって、理由なく指示した期日までに低入札調査資料の提出がなかったときには、ヒアリング時にその理由及び不備事項について確認する。ただし、未提出又は提出遅れがある以上、審査による失格となること。(要領第6条第1項第1号)
 - (6) 期日までに提出がないことにつき認められる理由とは、台風、震災の発生等、低入札調査対象者の責によらない、やむを得ないと認められる場合に限る。提出期限日の市業務終了時刻までに提出することが必須であるが、持参すべく社用車で向かったが交通渋滞のため30分程遅れるといった事由は、やむを得ない理由とは認められない。
 - (7) (6)で提出期限時点での未提出に理由が認められる場合には、財産管理課は、改めて期日を定めて提出を求める。

第2 ヒアリングの実施

1 ヒアリングへの欠席

- (1) 通知した日時でのヒアリングに出席が困難との申し立てがある場合には、理由を確認し、やむを得ないと認められる場合にはヒアリング日時を変更する。
- (2) ここでのやむを得ない理由とは、低入札調査資料提出期限の取扱いとは異なり、一

定、低入札対象者側の事情を考慮するものであること。

- (3) 無断欠席の場合には、再度ヒアリングを行うことなく失格となること。（要領第6条第1項第1号）

2 ヒアリング実施時の留意点

低入札調査資料に沿ったヒアリングのポイントは、次のとおり。

(1) 積算内容

① その価格により入札した理由

- ・「入札価格見積を行うに際しての組織的意思決定を示す挙証資料」に関して、当該入札価格が決定された過程を確認する。
- ・低入札を意図的に行ったかどうか。
- ・意図的という場合には、低入札を行ってまで本工事を受注したい理由
- ・意図的でないという場合には、調査基準価格の水準をどの程度にみて応札したか。
- ・当該入札価格の施工で、赤字になることはないか。

② 経費削減が図られた理由

- ・削減の根拠は妥当か。
- ・資材業者又は下請予定業者との経費見積の交渉はどのように行っているか。歩切りを強要していないか。

③ 契約の保証

- ・契約の保証は現金か、又は銀行、損害保険会社等による保証か。

④ 入札金額に対応する積算内訳書

- ・見積比較表により、本留意点第1を参照して必要事項を確認する。

⑤ 総合工程表

- ・工程計画に問題はないか。

(3) 技術者就業状況

- ・手持工事の配置技術者の状況から、本工事への専任配置ができるかどうかを確認する。

(4) 工事箇所と事業所、倉庫等との関連

- ・工事現場と事業所、倉庫等との近さを経費削減の根拠としている場合には、その妥当性を確認する。

(5) 使用する資材の状況

- ・低価格での調達を経費削減の根拠となっている場合は、その妥当性を確認する。資材業者への圧迫、しわ寄せとならないかについて、併せて確認する。
- ・手持資材の活用を経費削減の根拠となっている場合は、その妥当性を確認する。

(6) 使用する機械の状況

- ・低価格での調達を経費削減の根拠となっている場合は、その妥当性を確認する。調達先への圧迫、しわ寄せとならないかについて、併せて確認する。

- (7) 労務者の状況
 - ・ 労務単価に問題はないか。
 - ・ 建退共加入等、現場労働者の退職金保証の手続きの有無を確認する。
- (8) 下請状況
 - ・ 一括下請けの疑義はないか。
 - ・ 下請業者からの見積書が揃っており、当該見積額で下請圧迫、しわ寄せのおそれはないか。
 - ・ 下請業者の見積書において法定福利費が計上されているか。
 - ・ 下請業者の見積金額が正しく工事費内訳書の経費積算に反映されているか。
 - ・ 下請業者の施工時配置技術者確保の状況
- (9) 過去に施工した公共工事の状況
 - ① 前年度に完成した公共工事の状況
 - ・ CORINSで検索し、調査資料の記載と異なる点があれば確認する。
 - ② 低入札価格による受注実績
 - ・ CORINSで検索し、調査資料の記載と異なる点があれば確認する。
 - ・ 不明な点があれば確認する。
- (10) その他
 - ① 経営状況
 - ・ 経営事項審査関係書類等で決算状況等を確認し、不明な点はヒアリングの場でも確認する。
 - ・ 会社更生手続又は民事再生手続中の調査対象者については、指名回避措置が解除とならない間は失格となること。（要領第6条第2項第3号）
 - ② 信用状況
 - 次の項目の該当の有無を確認し、必要に応じてヒアリングの場でも確認する。
 - ・ 過去5年間の建設業法（昭和24年法律第100号）違反（有の場合はその内容）
 - ・ 過去5年間の賃金不払（有の場合はその内容）

第3 審査の実施

1 契約締結の可否の決定

- (1) 審査は、要領第5条第2項第3号)の規定によりヒアリング以降の低入札調査が中止となった場合を除いて、低入札者全員について契約締結の可否を審査、決定する。落札決定第一候補者となる入札者についてのみ判断するものではないことに注意する。
- (2) 低入札価格調査における判断基準（要領第6条）に該当しない者については、契約締結可と決定する。

2 審査における審査基準（指名停止を伴う失格）

- (1) 辞退書（要領別記様式第5号）の提出がない場合であって、理由なく期日までに

低入札調査資料の提出がないとき（誓約書、入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料、積算内訳書（金額抜き設計書に金額を記載したもの）、資材納入業者若しくは下請予定業者の見積書等低入札調査資料に添付すべき資料の添付がない場合又は添付すべき資料が不足する場合を含む。）又は事情聴取に応じないとき。

- ・ 失格となるのは、辞退書（要領別記様式第5号）の提出がない場合において、次に該当するものであること。

ア 理由なく低入札調査資料の提出が提出期限後となったもの

イ 低入札調査資料に添付すべき書類がないもの（見積書等の特定の必要書類の添付がまったくない場合）

ウ 低入札調査資料に添付すべき書類が不足するもの（必要書類の添付はあるが完全ではなく、不足する場合）

エ 理由なくヒアリングに欠席したもの

オ 理由なくヒアリングを拒否したもの

- (2) 資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の見積金額未満の額で経費の積算が行われているとき。

- (3) 設計と異なる仕様で経費が計上されているとき。

- (4) 資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の仕様とは異なる仕様で経費の積算が行われているとき。

- (5) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費若しくは一般管理費の合計若しくはすべての合計が誤っているとき又は入札時提出の工事費内訳書の記載内容と一致しないとき

- ・ 失格となるのは、次に該当するものであること。

ア 積算内訳に記載の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の合計が誤っているとき

イ 積算内訳に記載の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の合計が入札時提出された工事費内訳書に記載された各経費の合計と一致しないとき

ウ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を合計した積算内訳の合計が誤っているとき

エ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を合計した積算内訳の合計が入札時提出された工事費内訳書に記載された合計と一致しないとき

- (6) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の積算が項目別に行われていないとき。

- ・ 特に一般管理費は、一般管理費一式として計上されがちなので注意すること。

- ・ ここに該当するのは、いわゆる一式計上されている場合で、最低2項目の区分がされている場合には、該当しない。

- (7) 低入札調査中に指名停止措置要綱において指名停止の対象となる事案に該当し、契

約を締結することが適当でないとは判断されるとき。

- ・ 低入札調査中に指名停止措置を受けた場合には、(9)該当（入札参加資格の喪失）であって、これには該当しない。現に指名停止措置を受けるには至っていないが、低入札者が指名停止の対象となる事項に該当した場合に、これに該当する。
- ・ ただし、一律の失格とするのではなく、該当する対象事項の内容が重大なものである場合に限る。たとえば、施工中の他工事で事故が発生した場合には、事実関係を確認したうえで後日指名停止措置がとられるが、重過失による大事故発生の場合を除き、これを理由に失格とすることは適当でない。

(8) 低入札者が、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したとき。

(9) その他、適正な契約の履行が行われぬおそれがあると認められるとき（低入札調査中に入札参加資格を喪失した場合又は市の契約の相手方とすることが著しく不相当であると判断された場合を含む。）。

- ・ 「入札参加資格の喪失」とは、公示において定めた入札参加資格要件を満たさなくなった場合をいい、現に指名停止措置を受けた場合等が該当する。
- ・ 入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料に関して、記載内容に不備があり、ヒアリングにおいてもその不備を充足する十分な説明が得られなかった場合には、低入札を行うための組織決定が不十分であり、低入札工事を適正に施工できる確実性に乏しいと判断し、失格とする。
- ・ その他、市の契約の相手方として不相当と審査で判断された場合は失格とする。

3 審査会における審査基準（指名停止を伴わない失格）

(1) 入札時に提出することとされている工事費内訳書の提出がないとき。

(2) 低入札調査資料として提出された積算内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の項目及び内容が土木工事標準積算基準又は公共建築工事共通積算基準の項目及び内容と異なり、補正の結果、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの額が失格基準に該当するとき。

- ・ 補正後の各経費が失格基準に該当することによる失格を指名停止措置としないのは、入札時提出の工事費内訳書による失格を指名停止措置としていないこととの整合性を図ったもの。

(3) 低入札調査中に指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。

- ・ 指名回避措置を受けるとすべての入札に参加できなくなることから、単に失格とするにとどめ、指名停止措置とはしないもの。
- ・ 低入札調査中に破産手続に入った者はその時点で入札参加資格取消しとなり、低入札調査中に民事再生手続に入った者はその時点で指名回避措置を受ける。いずれも、本入札においては失格となるものであること。

- (4) 調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者から、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を、別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したことの届出書（要領別記様式第10号）が提出されたとき。
- 4 審査結果の報告審査は、財産管理課長及び室戸市建設工事指名業者等審査委員会委員長が指名する職員（当該建設工事等に関与しない職員）と審査を行い、審査結果を市長に報告する。

第4 落札決定

1 契約締結の可否の決定

市長は、審査結果報告により契約内容に適合した履行がされると認めた場合については、契約締結可と決定し、契約内容に適合した履行がされないおそれがある認めた場合については、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したほかの者のうち評価値の最も高い者を落札者と決定する。

第5 施工中の取扱い

1 監督

工事監督は、施工体制台帳及び施工計画書を提出させ、必要に応じその内容について事情聴取を行う。

施工中に下請業者や資材納入業者等への圧迫、しわ寄せの実態が見受けられた場合、また、低入札調査資料及びヒアリング時の申立ての内容と異なる不適正な施工が行われた場合は、直ちに是正させるとともに、事業執行課は直ちに財産管理課へ報告しなければならない。（指名停止措置を検討する場合がある。）

2 検査

検査業務を強化する。